

国立景観訴訟の経緯と求償裁判

窪田之喜 (弁護士・上原弁護団長)

住民訴訟の問題点

五十嵐敬喜 (弁護士・法政大学名誉教授)

首長の政策と責任

保坂展人 (世田谷区長)

ディスカッション

上原公子 (国立元市長)

保坂展人

窪田之喜

五十嵐敬喜

(司会) 日置雅晴

2017・3・31(金) 18:30～

全水道会館 JR水道橋駅 東口(お茶の水駅寄り)下車2分  
都営地下鉄三田線水道橋駅 A1出口1分

会費 1000円 (経費を除き基金に寄付します)

お申込み <http://machi-kaeru.com>

「元国立市長は  
4500万円支払え」  
日本の景観保護を大きく変えた国立景観訴訟。  
圧倒的な市民の支持で景観保護へと行動した  
市長への個人賠償と首長の政策判断とは。

国立景観訴訟のその後。納得できますか？

主催：景観と住環境を考える全国ネットワーク <http://machi-kaeru.com>

協力：くにたち上原景観基金1万人の会 <http://www.ueharafund.org>

# くにたち求償裁判の「3つのなぜ？」(くにたち大学通り景観市民の会チラシより転載)

国立市が明和地所に支払った賠償金の返還を上原元市長ひとりに押しつけた裁判について、なぜ、どこが、おかしいのか「3つのなぜ？」にまとめてみました。判決のおかしさをいっしょに考えてください。

## 1. 国立市が上原元市長1人を訴えたのはなぜ？

4人の住民が起こした求償権行使を求める住民訴訟「第1段裁判(2-1)」で、関口前市長は裁判の三審制に則り、一審の地裁判決に対して高裁に控訴していました。しかし、新しく市長となった佐藤市長は、この控訴を取り下げ、一審判決を確定させてしまいました。

その結果、高裁で争う権利を奪われた上原元市長は、約3123万円もの賠償金を請求されることになりました。これは、佐藤市長自身が上原元市長に賠償金を支払わせる決断をしたことを意味します。

明和地所は賠償金を、一円単位までそっくり寄付していた

しかも、「第1の裁判」(今回裁判のおおもとになっている「くにたち大学通り景観裁判」)のこと。詳しくは「こちら」を参照)が終結した後、国立市から支払われた賠償金を明和地所は、一円単位までそっくり寄付しています。当初は、教育関係にという目的寄付でしたが、国立市が条件付きの寄付なら受け取らないと断ったところ、制約のない一般寄付となりました。これをうけて当時の総務部長は、議会で市議会議員からの質問に「損害は補填された」と答弁しています。

寄付は目的寄付だったから損失は補填されていない?!

ところが、佐藤市長になって今回の「第2段裁判」では、寄付は目的寄付だったから損失は補填されていないと、これまでの市の言い分をひっくり返してしまいました。

## 2. 国立市と明和地所が同じ論理で上原元市長を訴えたのはなぜ？

「第2段裁判(2-2)」でもっとも驚くべきことは、国立市の訴訟理由が、明和地所が国立市と市長を営業妨害(信用毀損)で訴えた4つの行為をそっくり踏襲している点です。国立市の訴訟理由のおかしさを説明しましょう。

以下の囲みで説明している第1～第4の行為は、明和地所(くにたち大学通り景観裁判の原告)が国立市と当時の市長(上原さん)を営業妨害で訴えた項目です。

### ■第1の行為 住民集会で明和マンションの計画を住民に話したこと。

明和地所は、上原元市長が、ある住民集会でマンション計画を話したことで、マンション見直しの住民運動が起こされ、結果として営業妨害されたと訴えています。しかし、景観保護を公約に掲げて当選した市長が、住民集会でマンション計画を話したことについて、なぜ国立市が明和地所と同じように訴えることができるのでしょうか。

むしろ、市民に計画について話さなかったなら、市長の責任は問われるべきです。

### ■第2の行為 建築物の高さを制限する「地区計画条例」を制定したこと。

明和地所は、条例は営業妨害を目的に上原元市長が住民を利用して制定したと主張していますが、事実はまったく逆です。当初、国立市単独での制定はできないとされていたのを住民が都庁に出向いて調べた結果、前年に法令が変更されていて単独でもできるとわかり、住民自身が短期間で地区計画面を作成し7万筆の署名を添えて提出。それを受けて上原元市長が市議会・臨時会を招集し、議決しました。その後の裁判でもこの条例は適法と認められています。

ところが「第2段裁判」で、国立市は議決に従った上原元市長を、明和地所と同じように住民を利用して条例を制定したとしているのです。制定の正当性について、当時国立市の幹部職員だった佐藤市長が知らないはずはありません。

### ■第3の行為 市議会で議員の質問に対して明和マンションが違法建築であると答弁したこと。

市議会で議員の質問に上原元市長が高裁の判断を引用して答弁したことで、明和地所は営業妨害されたとしています。

### ■第4の行為 明和マンションが違法か、適法かが決まるまで、東京都に水道を止めるよう要請したこと。

国立市が東京都に要請した行為を明和地所は営業妨害だと訴えています。違法建築と判断されたマンションに水やガスを供給しないように要請することは、入居者保護のための正当な行為として認められています。にもかかわらず、明和地所と同じ理由で訴える国立市は、上原元市長からどのような損害を受けたのでしょうか。

## 3. 佐藤前市長が市議会の決議を無視して裁判を継続したのはなぜ？

矛盾だらけの不毛な裁判を終わらせるために、2013年12月、国立市議会は佐藤市長に対して上原元市長への賠償請求を取り下げる「債権放棄」の議決をしました。しかし、市長は議決を不服として再議を求めるとも、東京都への不服申し立てなどの手続きもいっさいすることなく、国立市民の最高意思決定機関である議会を無視して、裁判の継続を決めました。

この放棄議決を無視することは、たとえば議決した国立市の予算を実行しないのと同等の重さがあります。国立市が上原元市長を訴えた「第2段裁判」の一審判決は、佐藤市長の議決無視を「職権乱用」「信義則違反」とであると、きびしく指摘しています。

景住ネット呼びかけ人●日置雅晴(弁護士・景住ネット代表)、小磯盟四郎(川崎まち連)、石井吉弘(福岡・住環境を守る会)、小枝すみ子(千代田区議)、田中一郎(ちょぼちょぼ市民連合)、黒川滋(朝霞市議)、渋谷修(板橋区民)、遠藤哲人(NPO法人区画整理・再開発対策全国連絡会議)、飯田昭(弁護士)、上村千寿子(鯉ヶ崎の住環境を守る会)・毛利和雄(瀬戸内港町文化研究所代表)・奈須りえ(太田区議会議員)、中林浩(神戸松蔭女子学院大学教授)、勝俣秀一(区画整理・再開発対策全国連絡会議副代表・江戸川区小松川)、土井武志(区画整理・再開発対策全国連絡会議世話人・横浜市戸塚)白藤博行(専修大学教授、行政法)岩見良太郎(区画整理・再開発対策全国連絡会議代表・元埼玉大学)、高木彬夫(建築家)、中山茂(成田市民)、高木恒子(大田区民)、仲誠一(西宮市民)、藤原美佐子(文京区民)、神原卓志(ポレスター春日町近隣住民の会(広島県福山市))

### ■最新情報は下記のアドレスから

くにたち上原1万人基金の会

<http://www.ueharafund.org>

### ■景観と住環境を考える全国ネットワークは、この問題の重要性を考え

上原さんを支援する勝手連として

「くにたち上原景観基金」に協力してします。

### ■カンバの振り込み先

○ゆうちょ銀行

(郵便振替)

口座番号：00120-7-696771

口座名称：上原基金1万人の会

(他銀行などからの振込み)

店名店番：〇一九(ゼロイチキユウ)

預金種目：当座

口座番号：0696771

口座名称：上原基金1万人の会

(うへはらききんいちまんにんのかい)

○みずほ銀行 日野駅前支店

預金種目：普通

口座番号：1222665

口座名称：

日野市民法律事務所 弁護士窪田之喜

(くぼた ゆきよし)